

先進的モデル事業推進 WG (IoT 推進ラボ) 規約

(名称)

第1条 本WGの名称は、「IoT 推進ラボ (英文名: IoT Acceleration Lab) (以下「ラボ」という。)」とする。

(目的)

第2条 ラボは、IoT・ビッグデータ (BD)・人工知能 (AI) 等の技術の発展により、グローバルに、あらゆる分野で、その産業・社会構造が大きく変革しつつあることを踏まえ、IoT 等による新たなビジネスモデルの創出を推進するなど、産官学を挙げて新たな時代の変化に挑戦することを目的とする。

(事業)

第3条 ラボは前項の目的を達成するため、次の取組を行う。

- 1 IoT・BD・AI 等に関する取組の共創・連携に向けた地域の交流・情報共有・ネットワーク形成等の推進
- 2 その他ラボの目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 ラボの庶務は、独立行政法人情報処理推進機構が行う。

第5条 この規約で定めるものの他、ラボの運営に必要な事項は、経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構で協議の上で定める。

付則 この規約は、平成27年10月30日より施行する。

付則 この規約は、平成31年4月19日より改正する。